

宿泊施設各位

中国総体合同配宿センター

「宿泊施設」賠償責任保険のご案内

(施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

拝啓 時下ますますご清祥の段お喜び申し上げます。

皆様方におかれましては、中国総体 2025 の宿泊受入にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

さて、今般は中国総体 2025 の宿泊受入にあたり、「宿泊施設」賠償責任保険についてご案内
いたします。すでに様々な保険にご加入のこととは存じますが、大会参加者の宿泊について
様々なリスクを想定し、宿泊施設選定基準【「4. 支払限度額」「5. 保険料」】を設けております。

つきましては、「宿泊施設」賠償責任保険〔施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責
任保険・受託者賠償責任保険〕をご案内いたしますので、『保険加入確認フローチャート』をご確
認の上、ご加入くださいますようお願い申し上げます。

なお、保険期間は原則1年間となる保険ではございますが、今回は開催期間中のみの短期契
約としてご案内させていただきます。

ご不明な点等のお問い合わせ先につきましては、5 ページをご確認ください。

敬 具

目次

- ・2 ページ 保険加入確認フローチャート
- ・3～4 ページ 中国総体「宿泊施設」賠償責任保険
- ・5 ページ ご加入から保険料精算まで
- ・6 ページ お伺い書兼加入依頼書
- ・別添 重要な事項等説明書
 企業用賠償責任保険(国スポ・ねんりんピック・総体用)

保険加入確認フローチャート

現在、貴施設にて、旅館賠償責任保険または同種の賠償責任保険(*)をご契約されていますか？

(*)同種の賠償責任保険とは、「施設賠償責任保険」および「生産物賠償責任保険」をいいます。

YES

NO

旅館賠償責任保険または同種の賠償責任保険をご契約されている場合、支払限度額は、対人1名につき7,000万円以上に設定されていますか？

NO

配宿にかかる基準を満たすために、今回ご案内する「宿泊施設」賠償責任保険にご加入ください。

YES

NO

YES

旅館賠償責任保険または同種の賠償責任保険の保険証券の(写)及び「お伺い書兼加入依頼書」(*)をFAXにて中国総体合同配宿センターへお送りください。今回ご案内する「宿泊施設」賠償責任保険へのご加入は不要となります。

ご加入されず、ご自身で別途保険の手配をされる場合

ご加入いただく場合

＜ ご加入いただく場合 ＞

貴施設は旅館営業またはホテル営業で登録しているでしょうか？(*)

登録していない場合
(またはこれら以外の営業種別の場合)

保険料は宿泊者人数(*)×下記1名あたりの保険料となります。

登録している場合

【右記以外(民宿・研修施設等)】

宿泊者人数(*) × 1名あたり200円
※保険期間 15日間まで
(1名につき15泊16日まで)

【旅館・ホテル営業】

宿泊者人数(*) × 1名あたり150円
※保険期間 15日間まで
(1名につき15泊16日まで)

『お伺い書兼加入依頼書』(*)を送付ください。

(*)お伺い書兼加入依頼書のご提出について

・本制度にご加入いただく場合

「お伺い書兼加入依頼書」(6ページ)の「1. お伺い書」、「2. 加入依頼書」に必要事項を記載の上、「お伺い書兼加入依頼書」を中国総体合同配宿センターまで郵送ください。なお、「2. 加入依頼書」については、加入依頼日、宿泊施設等名称、代表者名、住所、電話番号、(宿泊者)受入日～最終出発日、宿泊者人数(暫定)について、記載もれがないようにご注意ください。

・本制度にご加入いただかない場合

「お伺い書兼加入依頼書」(6ページ)の「1. お伺い書」に必要事項を記載の上、「お伺い書兼加入依頼書」および保険証券(写)を中国総体合同配宿センターまで郵送またはFAXください。
なお、「2. 加入依頼書」については、記載の必要はありません。

(*) 旅館・ホテルの判断基準について

都道府県から発行された旅館業許可証の「営業種類がホテル営業または旅館営業の場合」とそれ以外の場合で、判断いたします。

(*) 『宿泊者人数』の定義について

開催期間中に貴施設に送客される(宿泊する)人数をいいます。期間中に連泊する方も一泊のみの方もそれぞれ1名とカウントし、期間中の(送客された)宿泊者数の合計が宿泊者人数となります。

例：前半20名、後半30名が宿泊する場合⇒宿泊者人数は50名

中国総体「宿泊施設」賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

[賠償責任保険(企業用)普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款・生産物特別約款・受託者特別約款(貴重品補償特約セット)]

1. 補償内容

宿泊施設に宿泊している大会参加者に、施設の管理上の不備や提供した食事により発生した事故により、身体の障害または財物損壊を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

I 施設賠償責任保険

宿泊施設の所有・使用・管理および業務の遂行に起因して生じた第三者に対する身体の障害、財物損壊にかかる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・火災の際、誘導ミスにより逃げ遅れた大会参加者が負傷した。(対人事故)
- ・壁にかけていた額縁の据付けが悪く、落下して大会参加者がケガをした。(対人事故)
- ・給仕係が誤って料理をこぼし、大会参加者の衣服を汚損した。(対物事故) ……など

II 生産物賠償責任保険

宿泊施設で提供した飲食物等に起因して生じた第三者に対する身体障害、財物損壊にかかる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。(保険期間中に発生した事故に限ります。)

- ・提供した料理に大腸菌がまざり食中毒が発生した。(対人事故) ……など

(注) 飲食物が仕出し等の場合はその管理等に不備があった場合など、被保険者である宿泊施設が法律上の損害賠償責任を負った場合に限り補償の対象となります。

III 受託者賠償責任保険

宿泊施設内で大会参加者から預かった受託物(預り証を発行し、その内容等について申告を受けたもの)を損壊・紛失または盗取されたために寄託した大会参加者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・大会参加者から預かった手荷物を誤って紛失してしまった。 ……など
- ・大会参加者から預かった貴重品が盗まれた。 ……など

2. お支払いする保険金

- 損害賠償金
法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- 争訟費用(訴訟費用・弁護士費用等)
損害賠償に関する争訟について、被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- 損害防止費用
損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- 応急手当・緊急措置費用
損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- 協力費用
保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用
- 権利保全費用
被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続をするために要した費用

3. 対象となる施設の範囲

対象となる施設は、宿泊施設の敷地内の不動産および動産となります。

4. 支払限度額(保険金額)

支払限度額(保険金額)			
Ⅰ. 施設	対 人	1名につき	7,000 万円
		1事故につき(自己負担額 1,000 円)	3 億円
	対 物	1事故につき(自己負担額 1,000 円)	500 万円
Ⅱ. 生産物	対 人	1名につき	7,000 万円
		1事故につき(自己負担額 1,000 円)	3 億円
		保険期間中の限度額	3 億円
	対 物	1事故につき(自己負担額 1,000 円)	500 万円
		保険期間中の限度額	500 万円
Ⅲ. 受託者	受 託 物	1事故につき(自己負担額 5,000 円)(注)	15 万円
		保険期間中の限度額	150 万円

(注)1名あたりの支払限度額は3万円が限度(現金・貴重品含みます。)となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 航空機、昇降機、自動車、または施設外における船、車両、もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害
- ② 地震、噴火、津波、洪水等の天災による損害
- ③ 欠陥のある生産物そのものの取替費用等の損害
- ④ 保険契約者、被保険者の故意による損害
- ⑤ 保険期間を過ぎて発生した事故 ……など

(注)仕出し業者などに注文した料理等での食中毒事故の場合、管理等の不備があった場合など、被保険者である宿泊施設が法律上の損害賠償責任を負った場合に限り、補償の対象となります。

5. 保険料

	宿泊施設	保険期間15日間まで (15泊16日まで)
保険料(宿泊者1名につき) 上記 [Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ]	旅館・ホテル	150 円
	上記以外 (民宿・研修施設等)	200 円

(注1)上記保険料は宿泊に伴うリスクに限定した保険料となっております。宿泊とは直接関係のないサービスの提供に起因する損害賠償責任は補償の対象となりません。

(注2)上記「宿泊施設」とはホテル、旅館、民宿等の宿泊を業としている施設をいいます。民泊は対象となりません。

(注3)保険期間が15日間(15泊16日)を超える場合は、別途お問い合わせください。

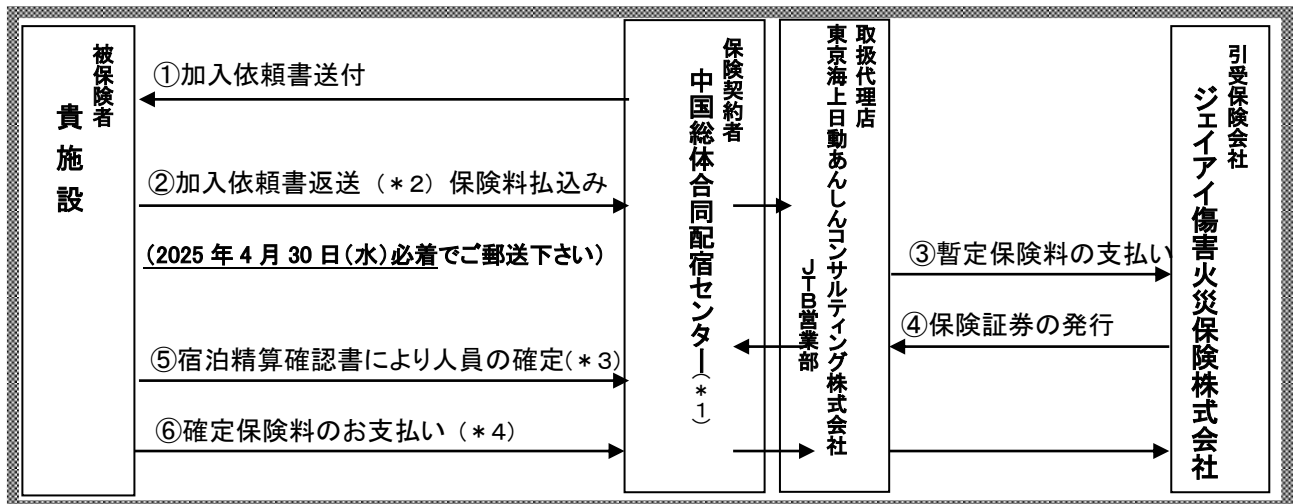
(注4)保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

6. 確定保険料について

大会期間中の暫定(見込)宿泊者数をご申告いただき、大会期間終了後に確定宿泊者数に基づく確定保険料をお支払いいただきます。

ご不明な点は取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。

《ご加入から保険料精算まで》



- (* 1) この保険は、中国総体合同配宿センターを保険契約者、貴施設を含む宿泊施設等を被保険者とする契約です。引受保険会社は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社、取扱代理店は東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB 営業部となります。この保険契約に関する権利等は、中国総体合同配宿センターが有します。また、保険証券は中国総体合同配宿センターが保管し、加入者証の発行は行いません。必要に応じて、「お伺い書兼加入依頼書」のコピーをお控えください。
- (* 2) ご加入依頼は、加入依頼書(6ページ)に必要事項をご記入のうえ、中国総体合同配宿センターに**2025年4月30日(水)**までにお送りください。
加入依頼時における宿泊者人数(暫定)については加入依頼書に記載された宿泊者人数といたします。
- (* 3) 確定人員の算出については大会終了後、宿泊精算確認書において人員を確定いたします。
- (* 4) 保険料は確定人員で算出し、大会終了後、事務局より確定精算のご案内をし、保険料をお支払いいただきます。

このご案内は保険の概要をご案内したものです。詳細につきましては、下記取扱代理店にご照会ください。

下記取扱代理店は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・契約管理業務などの代理業務を行っております。従いまして、代理店とご契約いただいて有効に成立したご契約につきましては、ジェイアイ傷害火災保険株式会社と直接契約されたものになります。

詳しくは下記取扱代理店もしくは引受保険会社へお問い合わせください。

◆「お伺い書兼加入依頼書」・「保険証券(写)」送付先

中国総体合同配宿センター

〒163-0454 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 54 階

TEL:03-5539-2795 FAX:03-5539-2796

◆取扱代理店(保険に関するお問い合わせ・事故時の連絡先)

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB 営業部西日本(担当:堤、日下)

〒541-0042 大阪市中央区今橋 2-4-10 淀屋橋北浜センタービル6階

TEL:0120-860-283 FAX:06-7638-9552

(注)事故が発生した場合速やかにご連絡ください。必要な手続きをご案内いたします(事故の通知が遅れるとそれによって発生した損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります)。なお事故解決のための示談等をされる場合は必ず事前に引受保険会社へご連絡ください。

◆引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 西日本支店 佐賀駐在

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央 1-8-32 i スクエアビル 3 階

TEL:0120-216-218 Mail: nishinihon_br@jihoken.co.jp